

令和5年第5回江北町議会（定例会）会議録						
招集年月日	令和5年9月6日					
招集場所	江北町議場					
開散会日時及び宣言	開会 散会	令和5年9月6日 午前9時00分 令和5年9月6日 午前10時17分			議長 井上 敏文	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
出席 9名 欠席 1名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	酒井 明子	○	6	土 渕 茂 勝	○
	2	古 賀 里 美	×	7	池 田 和 幸	○
	3	田 村 康	○	8	西 原 好 文	○
	4	江 頭 義 彦	○	9	田 中 宏 之	○
	5	三 苫 紀美子	○	10	井 上 敏 文	○
会議録署名議員	7番	池 田 和 幸	8番	西 原 好 文	9番	田 中 宏 之
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地域振興課長	宮 本 大 樹	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基盤整備課長	大 島 浩 二	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長	坂 元 弘 睦	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	学校づくり推進室長兼 国スポ推進室長	本 村 健 一 郎	○
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 和 隆				
	書 記	百 武 久美子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和5年9月6日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第4号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第4 議案第35号 江北町過疎地域自立促進対策基金条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第36号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について
- 日程第6 議案第37号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第38号 令和5年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第39号 令和4年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第40号 令和4年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第41号 令和4年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第42号 令和4年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第43号 令和4年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

午前9時 開会

○井上敏文議長

皆様にお知らせいたします。古賀議員より欠席の届出がっております。

出席議員は9名で、議員定数の半数に達しております。よって、令和5年第5回江北町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

それでは、本日は定例会でありますので、議長からの諸般の報告及び町長からの行政の重

点事項についての報告があります。

まず、私のほうから主なものを報告いたします。

議会の諸般の報告をお開きください。

佐賀県町村議会議長会行政視察として、7月19日、宮城県柴田町、20日は宮城県利府町での視察を行いました。

19日に視察した柴田町は、宮城県南部の中央に位置し、町の人口は約3万7,000人であり、議員定数は18人、正副議長は女性でありました。

柴田町議会での議会改革については、ICT技術を活用した情報発信などの取組を積極的に行われており、平成29年にユーチューブによる議会中継、令和2年、タブレット導入、令和3年、フェイスブック、インスタグラム等のSNSによる情報発信、令和4年には会議録検索システムなどを導入されており、このほかにも数々の議会改革の取組がなされておりました。

20日に視察した利府町では、宮城県のほぼ中央に位置し、昭和50年の町の人口は約9,700人であったのが、その後、仙台市のベッドタウンとして発展し、近年に大型商業施設も進出し、現在は3万6,000人と人口は増えており、合併していない町として人口が増えている希有な町であると言われておりました。

この利府町議会においては議会広報の作成に力を入れており、これまで町村議会広報全国コンクールで優良賞を2回受賞されておりました。議会の広報紙には、一般質問において質問者の下段にQRコードが記載されており、質問の内容がユーチューブで閲覧できますとの報告を受けたところでございます。

利府町議会の議会広報常任委員会では、女性委員長を先頭に積極的に取り組まれている状況について説明を受けたところでございます。

また、知事と市町議長会、市町議会議長との懇話会が8月2日15時30分より、ホテルマリターレ創世で行われ、各市町から提案事項について、知事との意見交換が行われました。

本町からの提案としては、県道多久～江北線において、新宿歩道橋交差点から国道34号上惣交差点までの約1.5キロメートルの区間には歩道がなく、過去に歩行者の死亡事故も発生していることから、この区間の歩道整備を要望したところでございます。

県の県土整備部道路課の回答としては、現在、多久～江北線のバイパス整備に着手しており、完成後は交通の流れが変わることから、今後は自動車の交通量や、自転車や歩行者の利

用状況を注視していきたいとの回答でした。

このほか、8月31日11時30分から佐賀県町村会議議長会がガーデンテラス・マリトピアで行われ、その協議事項の中で副会長の選任については、太良町の坂口久信氏の退任に伴い、新しく基山町の重松一徳氏が副会長に選任され、監事に有田町の今泉藤一郎氏が選任されました。

また、公益財団法人佐賀県市町村振興協会評議員の選任については、太良町の坂口久信氏の退任に伴い、新しく白石町の片渕栄二郎氏が選任されました。

なお、皆様のお手元に配付しております諸般報告で、令和4年度江北町定額運用基金運用状況報告書、令和4年度江北町財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告書及び一般会計、特別会計決算についての審査意見書が提出されております。その内容につきましては、皆様方に配付しておりますとおりでございます。

次に、一部事務組合の議会が開催されております。内容につきましては、皆様方に配付しております報告書のとおりでございます。

なお、詳しい内容が知りたい方は、議員控室に資料を置いておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で私のほうからの諸般の報告を終わります。

続きまして、町長からの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。令和5年9月定例会の開会に際しまして、町政の運営状況について、特に6月議会以降の取組状況について、大きく2点御報告を申し上げたいというふうに思います。

まず1点目でありますけれども、私ごとであります。8月の初めになりますが、私自身、新型コロナに罹患いたしまして、自宅療養を余儀なくされました。ちょうど8月5日の日、土曜日でしたけれども、朝、自ら抗原検査をいたしましたところ、陽性が確認されました。すぐ病院のほうにはかかったんですけれども、当初はあまりそれほど熱も高くなくて、自宅から職務を行うつもりでございましたけれども、その後、一時39度を超える日が2日ほど続きまして、このままとなかなか冷静な判断が難しいというふうに思いましたし、また、ちょうど台風も接近しておりましたものですから、なかなか現場での指揮ということが難しかったものですから、あらかじめ指定しておりました副町長を職務代理者として指揮を委ねたと

ころであります。結果的には、台風についていえば大きな被害にはならなかったものの、最終的には12日の土曜日ですから、ちょうど1週間後ですけれども、朝、陰性を確認するまでの7日間、町政に穴を空けてしまったことにつきまして、心からおわびを申し上げたいというふうに思います。

この間、台風対応だけではなく、恒例になっております子どもまつりも開催されましたし、また、久しぶりのオーストラリアへの子どもたちの派遣の出発式も予定しておりましたけれども、各種行事に出席がかなわなかったこと、私自身も大変楽しみにしておりましたので、残念でございました。改めて町民の皆様、議員の皆様方には御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますとともに、療養期間中、職務代理者として指揮をとってくれた副町長をはじめ、職員諸君にも感謝を申し上げたいというふうに思います。

新型コロナについて申し上げますと、御存じのとおり、5月8日以降、5類移行ということになりまして、例えば、これに合わせまして、これまでは陽性者につきましても毎日各市町ごとに発表されていたものが、いわゆる定点観測という形に変わりました。それこそ以前は毎日市町ごとに発表も報道もされておりましたので、そのことそのものが恐らく住民の皆さんのコロナ対策を取っていただくきっかけになっていたのではないかというふうに思いますけれども、やはりどうしても定点観測ということになりまして、発表はされておりますけれども、なかなか町民の皆様には感染状況が分かりにくくなったのではないかというふうに思います。

ちなみに、定点観測というのは、1つの医療機関で1週間にどれだけ陽性者が確認されたかを表わす数字でありまして、それこそ5類でありますインフルエンザも同じような把握の仕方をしております。例えば、インフルエンザでいきますと、これが1を超えると、インフルエンザの流行期に入ったというふうに言われます。1ということは、各医療機関で1週間に1人インフルエンザの患者が確認されたら流行期に入ったというふうに言われておりますし、これが10を超えれば、いわゆる注意報レベル、そして、30を超えれば警報レベルということになっております。

これを新型コロナになぞられますと、ちょうど5月8日の5類移行直後は2でありました。そういう意味でいきますと、最近、インフルエンザでいけば流行期に入ったということですが、もとより、新型コロナウイルスの感染は広がっておりますものですから、5類移行直後は2ということでしたけれども、この後、増加傾向が続きまして、ちょうど2か月

後の7月の初めには10を超えました。そしてまた、7月の末にはインフルエンザでいうところの警報級と言われる30を超えたところでもあります。

特に佐賀県内でも杵藤保健所管内が大変高い状況にありまして、8月の第1週にはこれが46ということになりました。その後、毎週経過観察をしておりますけれども、減少に転じまして、直近の発表でいきますと、杵藤保健所管内では8月末で25であります。ただ、25というのは、先ほどのインフルエンザでいきますと、当然注意報は軽く超えておりますし、警報になんなんという数字であるということは、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

そういう意味からも、まだまだコロナの予防対策が必要でありますし、これからは少し涼しくなるとインフルエンザの流行期にもなります。現在、町では新型コロナウイルスのいわゆる秋接種ということで準備をしております、9月20日から接種がいただけるよう、現在のところ、10日に町民の方に接種券の発送をするようにしておりますけれども、インフルエンザの予防接種と併せて、接種が可能な方についてはぜひ接種の検討をいただきたいというふうに思っております。

2点目であります。今年はそれこそ例年になく、大変暑い夏でありました。報道につきましても、それこそ、かつての新型コロナウイルスの陽性者の報道に取って代わって、各地の最高気温などを知らせる報道が続いていたのではないかというふうに思いますし、その中では観測史上最高とか、また、災害級の暑さというような表現もされたところでもあります。

この暑さを示す指数として、今、暑さ指数というものが発表されております。この暑さ指数が33を超えますと、いわゆる熱中症アラートというものが発表されます。災害でいえば警報だというふうに御理解いただいて結構だと思いますけれども、前日の17時に、翌日に33を超えるということと、当日の朝5時に、今日は33を超えるという熱中症アラートが発表されます。

ここでひとつ、せっかくの機会ですので御理解いただきたいことがあります。暑さ指数が33なんですよね。33というのは気温のことではありません。この時代は33度といたらそれほど、昔は33度といたら大変な暑さでしたけれども、それこそ36度、37度、38度という日が続く中で、33という数字を気温だと勘違いしますと、それほどではないというふうに思われる方もおられるかもしれませんが、この暑さ指数というのは気温と湿度と輻射熱の3つの要素から算出される指数でありますものですから、決して気温ではないということですし、その暑さ指数が33を超えれば熱中症アラートが発表されるというふうに御理解いただ

ければと思います。

ちなみに、この熱中症アラートの発表がされるにつれて、いわゆる熱中症での救急搬送の件数というのも大変多くなっております。今年の杵藤消防本部管内の救急搬送件数は、7月、8月で114件になります。ちなみに、町内はこのうちの11名ということになりますが、今年度が114件に対し、令和4年度、昨年度は85件、その前の年の令和3年は41件ということでありまして、この救急搬送の数からいっても、今年は例年になく暑さであったというふうに言うことができるのではないかと思います。

それで、実際熱中症にかかれた方の属性というものも調べてあります。それでいきますと、熱中症の救急搬送者のうちの56%が65歳以上の高齢者であるということになっておりますし、じゃ、どこで熱中症になったかということで行きますと、これが非常に意外に思いましたけれども、実は4割は居宅の中と、住宅の中で実は熱中症になっておられるということでもあります。もちろん、必ずしも高齢者が居宅でということではありませんけれども、この2つの数字から見ると、一つの熱中症の発症の在り方として、自宅で高齢者の方が熱中症になられるというケースが多かったのではないかとこのように思います。

今の時代と言うとあれですけども、今、自宅にクーラーがないところはそれほど多くはないというふうに思います。もちろん、いろんな事情、また理由からクーラーを設置されていないところもあるかもしれませんが、やはり自宅にクーラーがあっても使わないということが屋内でも熱中症を発症するということになりまして、その高齢者の方の中にはなかなか暑さを感じにくい、要は気づかないうちに熱中症にかかれるということがあのではないかとこのように思いますし、さらに言いますと、中には、つけているけど、クーラーをつけるのはぜいたくだとか、もったいないとか、もしかすると、そういうお気持ちもあられるんじゃないかなというふうに思いますが、やはりこの時代、我々江北町にとっては熱中症というのも大変深刻な危機の一つだというふうに位置づけをしております。

ちなみに、統計によりますと、これは少し古いんですけども、令和2年度の統計によりますと、全国で自然災害で亡くなられた方は119名、これに対して熱中症で亡くなられた方は1,528名だという統計の報告があります。これからしても、自然災害はもちろんのことでありますけれども、実は熱中症というのが身近な、もっと言うならば、ある意味、個人のいろんな対策で実は防げる災害であるということがこれからも分かるのではないかとこのように思います。

町ではこうしたことから、この熱中症、暑さも一つの町の危機であるというふうな位置づけをした上で、7月31日には初めてとなります熱中症対策連絡会議を開催し、8月1日から熱中症避難所4か所を町内に設置することにいたしました。気軽に皆さん方が御利用いただきたいということで職員で考えてくれたんですけれども、熱中症避難所、愛称ということで「涼み処」ということで設置をさせていただきましたけれども、これが大変難しく、一方で気軽にどうぞと言いながら、なかなか、いや、用もないとに役所にお世話になつとはというふうな方もおられます。ですから、それはあくまでも災害を防ぐための避難なんだということもやはり御理解をいただきたいということで、あえて熱中症避難所「涼み処」と、ちょっと硬軟取り混ぜていいでしょうか、そうした打ち出しの仕方をいたしました。

ぜひ気軽に、そして、気兼ねなく御利用いただきたいということで設置をしたわけでありますけれども、今回、大変うれしかったのは、こうした町の取組に呼応して、区の中には区の公民館に「涼み処」を開設していただいた区がありました。どうしてもやはり役場であるとか、ネイブルであるとか、老人福祉センターであるとか、みんなの公園であるとか、やはり少し距離があるという方にとっては、区の公民館を開放していただいたというのは大変有り難かったなというふうな思っております。昨日、定例の区長会がありましたので、区長様方にもそうした対応についてお礼を申し上げたところであります。

先ほど、今年の夏は暑かったと言いましたけれども、まだまだこの暑さは続いております。熱中症アラートでいいますと、9月に入っても既に2回発表がされておりますので、まだまだ暑さは続きます。ぜひ町民の皆様におかれましては、各自対策を取っていただいて、また、熱中症避難所も利用していただいて、この暑さを乗り切っていただきたいというふうに思います。

主な報告事項はこの2点でありますけれども、この夏、こうした取組を通じて私なりに感じたことがあります。私自身もコロナに罹患をいたしまして、我々公務員の中には、よく言われることが、やっぱり住民目線で仕事をしろというふうに言われますし、それはそのとおりであります。手前みそではなくて、やはり住民の皆さんの目線に立って仕事をするというのは基本のキであります。

ただ一方で、例えば、世の中の動きであるとか、環境の変化であるとか、また、将来への予測ということについては、必ずしも我々職員は住民の皆さんと同じ感覚でいてはいけないというふうに思います。もちろん、それぞれ一人の人間でありますし、住民の一人ではあり

ますけれども、やはり我々公務員であります。住民の生命と財産、そして、安全・安心を守ることで生活の糧を得ている我々、やはり行政のプロでなければいけないという意味でいきますと、コロナももう減ってきてつけんよかくさんとか、夏は暑かとは当たり前くさんとか、このくらいの雨は今までもどうちゅうことなかったばんと、そういうことではやはりいけないというふうに思っておりまして、そういう意味では、必ずしも住民目線というか、やはりそういうムードに我々が流されてはいけないというふうに思いました。やはり我々は行政マンでありますし、そのプロとして、そうした将来であるとか、また、今の現状についてしっかりとした視点、また、その感性をやっぱり持つべきだなと、先ほど御紹介したような取組を通じて感じたところであります。

さきの大雨では、同じ県内で土砂災害の被害で3人の方が亡くなりましたし、最近報道されておりますとおり、県内でいわゆる豚熱ということで発生をいたしました。町内には養豚農家はありませんが、かつては我々も鳥インフルエンザに見舞われたわけでありまして。やはりこうした不測の事態であるとか想像を超える出来事には、プロの目をしっかり持っていないと私は対応できないなというふうに思います。一人一人、もちろん人生観であるとか職業観が違います。ワーク・ライフ・バランスも大変大事ではありますけれども、先ほど申し上げましたように、やはり我々は公務員という職業を選んだ以上は、単純に一住民、一個人の感覚ということではなくて、また、自分本位の感覚ではなくて、やはり町全体のことを、また、町の将来のことを考える視点というのをきちんと持つべきだというふうに思いましたし、私自身、その先頭に立って、公のため、また、町のために貢献することに誇りや喜びを持ってくれるような組織、風土をつくる必要があるというふうに改めて思ったところであります。

繰り返しになりますけれども、今年は大変暑い夏でありました。また、私自身もコロナに罹患し、いろいろ学ぶところもありました。これから年度後半を迎えますけれども、これをきっかけに、また町民の皆様のために職員と一丸となって町政を進めてまいり所存でありますので、その旨をここで御報告いたしまして、町政の運営状況とさせていただきます。

本議会もどうぞよろしくお願いたします。

○井上敏文議長

以上で諸般の報告が終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○井上敏文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、7番池田和幸君、8番西原好文君、9番田中宏之君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○井上敏文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から9月15日までの10日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております案のとおりでございます。御了承願いたいと思っております。

日程第3～第12 報告第4号～議案第43号

○井上敏文議長

日程第3. 報告第4号から日程第12. 議案第43号までを一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。武富局長。

○議会事務局長（武富和隆）

(朗読省略)

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、本議会に提案いたしました議案の提案理由について御説明を申し上げます。

まず、報告第4号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてであります。

新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害について、予防接種法第15条に基づき、厚生労働省から「認定」との審査結果が、令和5年6月16日付で県を通じてなされました。

現在、健康被害発生から2年が経過し、診療に係る御本人の医療費負担が生じていること

から、本人負担医療費の給付及び医療手当の給付を早急に行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年7月4日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

事業としては、新型コロナワクチン予防接種健康被害給付事業220万2千円でありまして、補正予算の財源としては、全額国庫支出金であります。

次に、議案第35号 江北町過疎地域自立促進対策基金条例の一部改正についてであります。過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い改正を行うものであります。

改正内容は、条例の名称と根拠法令を改めるものであります。

次に、議案第36号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてであります。

佐賀県市町総合事務組合の退職手当の支給に関する事務の共同処理について、令和6年4月1日から新たに佐賀県東部環境施設組合が加入することに伴い、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第37号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正額は、4,006万7千円を増額し、歳入歳出予算総額を70億1,425万4千円とするものであります。

主な内容としては、長引く物価高騰により家計への負担が続いている中で、特に支出が増加する年末年始にかけて家計の負担を軽減するため、町内店舗で使用できる3千円のクーポン券を全町民に配布いたしたいと思っております。

また、原油価格・物価高騰等の影響により給食材料費が高騰していることを受け、子育て世帯の負担軽減及び給食の質、量を維持するため、保育園等で提供する給食材料費の高騰分に対して補助するための費用を計上しております。

さらに、6月29日からの大雨により被災した農地及び農業用施設の災害復旧を行い、農業生産活動を維持するための費用を計上しております。

その他、小学校の西側の門扉を取り替えるための費用を計上しております。

歳出の主なものとして、物価高騰対策事業——江北町元気クーポン券事業第7弾になりますが、3,252万3千円であります。農業用施設災害復旧事業、農地災害復旧事業159万8千円、学校給食費等物価高騰対策事業86万1千円、小学校管理費（江北小学校西門引戸門扉取替工事）182万3千円などを計上しております。

補正予算の主な財源としましては、ふるさと応援基金繰入金、新型コロナの地方創生臨時交付金など、事業執行における国庫・県支出金であります。

次に、議案第38号 令和5年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正額は、980万1千円を増額し、歳入歳出予算総額を2億8,244万6千円とするものであります。

補正予算の内容は、朽木排水施設のポンプの分解整備にかかる費用を計上しております。

次に、議案第39号 令和4年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和4年度の決算につきましては、歳入総額70億4,133万5,170円、歳出総額66億9,467万9,356円であり、差引き3億4,665万5,814円の黒字となりました。

翌年度へ繰り越すべき財源として2,659万1千円を差し引いた実質収支額は、3億2,006万4,814円となっております。

歳入につきましては、ふるさと納税の新規返礼品の造成などにより、ふるさと応援寄附金が大幅に増額となっております。

国庫支出金は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援交付金や出産・子育て応援交付金が新たに増額となりましたが、住民税非課税世帯に対する給付金や子育て世帯に対する給付金、保育所等整備交付金などの補助金が減となっております。

また、事業執行等の財源としての町債の借入れが前年度と比較して大幅に減となりました。

次に、歳出につきまして、町制施行70周年を記念し、「駅の賑わい創出事業」、「江北発。未来はつづくよ、どこまでも魅力発信事業」、「町制施行70周年記念事業」により、イベント、記念講演、駅名改称、エキ・キタショップの開設などを行いました。

また、新型コロナウイルス関連交付金を活用して、「江北町元気クーポン券事業」、「営農継続緊急支援事業」、「学校給食費等の物価高騰緊急対策事業」などを実施いたしました。

そのほか、「防災行政無線のデジタル化事業」、「安全安心なまちづくりのための通学路交通安全対策事業」などを実施しております。

予算執行における主な事業の詳細につきましては、別冊の主要施策の成果報告書のとおりであり、参考にさせていただきますようお願いいたします。

なお、議案第39号から第43号については、後ほど報告がありますとおり、監査委員の決算審査を終了しており、地方自治法の規定により議会の認定をお願いするものであります。

次に、議案第40号 令和4年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和4年度の決算額は、歳入総額2億1,395万6,474円、歳出総額1億7,551万5,332円で、歳入歳出差引残額3,844万1,142円となっております。

歳入の主なものは、基金運用益による財産収入8,966万6,509円と基金繰入金1億1,945万9千円で、歳出の主なものは、排水機管理費として鳴江・大西・東古川排水施設の燃料タンク製作工事費982万5,200円、灌水機管理事業として宮原PCタンク防水工事費1,628万2,200円であります。

次に、議案第41号 令和4年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和4年度の決算状況は、歳入総額12億7,962万7,418円、歳出総額12億2,314万5,499円で、歳入歳出差引残額は5,648万1,919円の黒字となっております。

令和4年度は、歳入において、税率改定に伴う国民健康保険税の減や繰越金などが減となりましたが、医療費の増加等により県支出金が増となり、総額では対前年比7.07%、約8,450万円の増となっております。

歳出においては、国民健康保険事業費納付金は減少しておりますが、保険給付費が増加しており、総額では対前年比8.34%、約9,410万円の増となっております。

令和4年度は調整基金に積立てを行っており、年度末の基金残高は1億4,455万7,699円となっております。

なお、給付実績に基づく普通交付金の返還金約1,116万円を令和4年度の歳入歳出差引残額から返還し、約4,532万円を調整基金に積み立てる予定であります。

次に、議案第42号 令和4年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和4年度の決算状況は、歳入総額1億3,592万503円、歳出総額1億3,535万3,155円で、歳入歳出差引残額56万7,348円となり、この額は令和5年度へ繰り越し、精算することとしております。

歳入のうち、保険料収納額は8,948万9千円で、収納率は99.86%となっております。

最後になりますが、議案第43号 令和4年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和4年度の決算額は、歳入総額6億7,158万8,165円、歳出総額6億5,188万4,316円で、歳入歳出差引残額1,970万3,849円となっております。

歳入の主なものは、下水道使用料1億1,003万1,020円、一般会計繰入金4億2,946万円で、歳出の主なものは、山口・佐留志地区汚水管渠埋設工事費2,558万7,100円、公共下水道施設ストックマネジメント事業に係る委託料及び工事費1,676万5,100円であります。公債費として、起債の償還金4億607万961円となっております。

以上が本議会に提案をいたしました議案であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○井上敏文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

引き続き議案第39号から議案第43号までは、令和4年度会計の決算認定について提出されております。つきましては、監査委員の決算審査の報告を求めます。代表監査委員、伊東啓子君、御登壇願ひます。

○代表監査委員（伊東啓子）

おはようございます。ただいまから令和4年度江北町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び定額運用基金運用状況審査意見を申し上げます。

なお、この意見書は、監査委員2名の合議によるものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

審査の概要でございます。

審査の対象といたしまして、令和4年度江北町一般会計歳入歳出決算、令和4年度江北町臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計の歳入歳出決算、令和4年度江北町一般会計及び特別会計決算に関する証書類、その他政令で定める書類、令和4年度江北町定額運用基金状況調書を対象といたしております。

審査の期日は、令和5年7月14日から令和5年7月31日まで実施いたしました。

審査の方法でございます。

審査に付されました一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類並びに定額運用基金運用状況調書につきまして、決算の計数は正確であるか、予算の執行はその目的に従い効率的かつ正確になされているか、財務事務の処理は正確に行われているか、財政の運営は効率的で健全性を維持し、かつ財政投資は適切に行われているか、財産の

管理及び基金の運用は適切であるか等に主眼を置き、伝票等と照合するとともに関係職員の説明を聴き、さらにこれまで実施しました監査の結果も参考にいたしまして慎重に審査をいたしました。

審査の結果でございます。

令和4年度一般会計及び特別会計の決算の計数は、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき審査した結果、関係諸帳簿及び附属証拠書類と符合していることを確認いたしました。

事務事業につきましては、おおむね議決の趣旨に沿って執行されているものと認められましたが、予算執行、補助金関係手続等について不適切な事案が見受けられました。

また、財務に関する事務の執行につきましては、前回の決算審査、定期監査時の指摘等はほぼ改善されておりましたが、いまだ改善されていない事項もございました。

財政の運営は、依然として厳しい財政状況ではございますが、各課の効率的な運営により、適正に管理されていると認められたところでございます。

また、基金の運用につきましては、その設置の目的に従って適切に管理、運用されておりました。

次の2ページの第2、決算の総括から23ページ、第5、基金運用状況につきましては、提出しております書類を御覧いただければと思います。

24ページから審査の意見をまとめておりますので、24ページに入らせていただきます。

24ページをお願いいたします。審査の意見でございます。

一般会計の収支状況。

一般会計の決算収支は、歳入総額70億4,133万5,170円、歳出総額66億9,467万9,356円で、歳入歳出差引額は3億4,665万5,814円となっております。この中から事業を繰り越したことに伴い、その財源といたしまして翌年度へ繰り越すべき額2,659万1千円を差し引いた実質収支額は3億2,006万4,814円の黒字となっております。

歳入は、前年度に比べ2億5,074万7,984円減少しております。これは主に、寄附金は4億5,522万3,170円、繰越金は8,956万5,549円、町税は6,992万3,780円増加いたしましたものの、町債が4億5,182万9千円、国庫支出金が3億9,872万2,362円減少したためでございます。

歳出は、前年度に比べ1億9,292万3,307円減少しております。これは主に、総務費が4億5,216万1,132円増加したものの、民生費が3億1,297万3,505円、衛生費が1億9,337万5,913

円、消防費が8,152万6,189円、土木費が7,917万5,248円減少したためでございます。

特別会計の収支状況でございます。

特別会計の決算収支は、歳入総額23億109万2,560円、歳出総額21億8,589万8,302円で、歳入歳出差引額は1億1,519万4,258円となっております。

この中から事業を繰り越したことに伴い、その財源として翌年度へ繰り越すべき額3,894万7千円を差し引いた実質収支額は7,624万7,258円となっており、4会計とも黒字となっております。

歳入は、前年度に比べ2億3,342万9,906円増加しております。これは全ての特別会計で増加しておりますが、主に下水道事業特別会計が9,359万3,882円、国民健康保険事業特別会計が8,450万5,908円、臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計が4,725万8,148円増加したためでございます。

歳出は、前年度に比べ2億555万1,300円増加しております。これは全ての特別会計で増加しておりますが、主に国民健康保険事業特別会計が9,414万4,523円、下水道事業特別会計が9,078万9,821円増加したためでございます。

25ページをお願いいたします。不納欠損・収入未済についてでございます。

一般会計です。

不納欠損額は315万4,495円で、前年度に比べ182万2,462円増加しております。これは主に諸収入が141万7,066円、固定資産税が50万300円増加したためでございます。

収入未済額は1,803万4,416円で、前年度に比べ118万550円減少しております。これは主に、町民税は169万3,555円増加しましたが、固定資産税が101万1,150円、諸収入が136万4,305円減少したためでございます。

特別会計でございます。

不納欠損額は344万4,886円で、前年度に比べ195万2,696円増加しております。これは、下水道事業特別会計は47万6,580円減少いたしましたが、国民健康保険事業特別会計が242万9,276円増加したためでございます。

収入未済額は1,316万2,210円で、前年度に比べ420万3,452円減少しております。これは主に国民健康保険事業特別会計が335万482円、下水道事業特別会計が95万2,770円減少したためでございます。

なお、収入未済額の約87%が国民健康保険税でございます。

不納欠損処分につきましては、あらゆる手続を取り未収金回収に取り組んだ結果のやむを得ない措置だとは思いますが、単に徴収不能というだけで不納欠損処分をすることがないよう、その内容について真に審査され、慎重に手続を取っていただきたいと思っております。

また、収入未済につきましては、職員の徴収努力等により減少傾向ではございますが、いまだ多額となっております。公平な負担と自主財源の確保の観点から、引き続きその解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めていただきたいと思っております。

続きまして、不用額でございます。

一般会計。不用額は2億5,327万2,644円で、前年度に比べ2,407万8,693円減少しております。不用額の主なものは、児童福祉費が6,129万5,282円、社会福祉費が4,680万7,521円、総務管理費が3,706万9,563円、保健衛生費が3,360万4,981円、消防費が2,055万1,412円となっております。

特別会計です。不用額は4,367万4,698円で、前年度に比べ3,963万4,300円減少しております。これは主に国民健康保険事業特別会計が4,010万6,523円減少したためでございます。

不用額は依然多額となっております。不用額が生じた状況や理由を分析し、問題点や改善すべき点を明確にし、それを今後の予算編成に生かし、不用額が減少するように努めていただきたいと思っております。

また、適切な執行管理の下で補正を行い、効率的な予算の執行に努めていただきたいというものでございます。

続きまして、26ページ、繰越額でございます。

一般会計。翌年度への繰越額は8,741万1千円で、前年度に比べ2億8,155万8千円減少しております。繰越額は全て明許繰越でございます。事業繰越の主なものは、通学路交通安全対策事業、江北町元気クーポン券事業でございます。

特別会計の翌年度への繰越額は、臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計3,592万1千円、下水道事業特別会計6,524万円となっております。繰越額は全て明許繰越でございます。臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計は、各排水機場設備工事に係る事業、下水道事業特別会計は公共下水道施設ストックマネジメント事業でございます。

一般会計の翌年度への繰越額は、前年度より減額となっております。これは繰り越された事業が前年度と比較して減少したためでございます。

特別会計の翌年度への繰越額は、前年度よりも増額となっております。これは主に臨鉦ポ

ンプ等維持管理事業特別会計の事業繰越によるものでございます。

事業効果を早期に発現できるよう計画的に取り組み、安易に事業を繰り越すことがないよう引き続きお願いしたいと思います。

自主財源でございます。自主財源は30億585万6,982円で、前年度に比べ6億251万3,843円増加しております。令和4年度の歳入に占める自主財源構成比は42.7%となっており、前年度より9.7ポイント増加いたしました。これは主に寄附金が4億5,522万3,170円、町税が6,992万3,780円増加したためでございます。

自主財源の確保は、これからの町の財政運営にとって大きな課題でございます。今年度はふるさと応援寄附金が約10億円と、昨年度より大きく増額いたしました。今後もあらゆる工夫と施策を総動員し、職員一体となって歳入の確保に努めていただきたいと思います。

続きまして、財政指数でございます。

普通会計における主な財政指標は、実質収支比率は9.9%で、前年度に比べ1.8ポイント低下しております。経常収支比率は86.7%で、前年度に比べ5.6ポイント低下し、昨年より財政の硬直化が進んでおります。財政力指数は0.383で、前年度に比べ0.012ポイント低下しております。全ての数値で低下しており、今後改善に努められ、安定的な財政運営となるよう望むものでございます。

続きまして、公有財産でございます。

一般会計の土地及び建物でございます。行政財産は、土地は下惣農村公園が普通財産になったことにより、1,300.20平方メートル減少し、26万2,506.66平方メートル、建物は増減がなく、4万7,216.95平方メートルでございました。

普通財産は、土地は下惣農村公園及び土地の寄附により1,158.37平方メートル増加し、18万7,188.83平方メートルとなっております。建物は、エキ・キタコンテナショップの店舗分127.26平方メートルが増加し、1,397.91平方メートルとなりました。

続きまして、山林、その次の物品、指定管理者制度につきましては、記載しているとおりでございます。山林につきましては、前年度と変わっておりません。物品についても、適正な管理に努めていただきたいと思います。指定管理者制度も、今後も補助金の実績報告等、きちんと精査をしていただきたいと思います。

特別会計でございます。臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計の公有財産として、新たに土地17.36平米が取得されております。下水道事業特別会計の公有財産につきましては、令和

4年度中に増減はなく、同様となっております。

(9)基金でございます。

基金残高は、積立基金、運用基金合わせまして138億4,474万5,846円となっており、前年度と比べ5億3,936万2,193円増加しております。これは主に積立基金が増加したためでございます。

ふるさと応援寄附金でございます。

令和4年度は、前年度に比べ2万6,813件、4億6,020万170円と大幅に増額し、5万9,223件、10億5,075万7,770円となりました。また、基金としての積立額は、4億8,538万6,387円となっております。

ふるさと応援寄附金は、自主財源のうち町税の次に大きな割合を占めており、町の財源として欠かせないものでございます。本年は新規返礼品造成、ポータルサイト追加等、寄附額向上に努められ、目標としていた10億円を超える寄附額となりました。令和5年度は12億円に目標を定められておりますが、10月より基準がより厳しい内容に改正されるため、目標額を達成するためにはさらなる創意工夫が求められるところでございます。今後も引き続き努力され、令和5年度も目標額を達成することを期待しております。

続きまして、28ページ、財務関係事務等でございます。

今回の決算審査の主立った指摘は、以下のような事案でございました。

予算を計上せず、流用、充当による予算を執行したもの、補助金等が適正に審査されていなかったもの、また、その他の事務においても内部チェック体制が機能していないと思われる事案があり、規定等を十分に確認し、事務を執行していれば指摘に至らなかったと考えます。確実に内部チェックが機能するよう、各自緊張感を持って事務を遂行していただきたいと思っております。

平成28年度から今回までの決算審査において指摘した事項はほぼ改善されておりますが、一部にはいまだ改善されていない事案や事業見直しが図られているのか明確でない事案がございました。

まず、改善されていない事案でございます。

育英資金貸付条例についてでございます。平成30年度決算審査、令和元年度決算審査におきまして、江北町育英資金貸付条例第7条第2項で、償還期日までに返還がない場合は、延滞利息年10.95%を徴収するとなっておりますが、徴収はされておられません。条例を改正す

るか、条例の規定にのっとり延滞金を徴収されたいという指摘を行っております。

指摘に対する回答では、条例改正を行うとされておりましたが、いまだ改正は行われておらず、また、条例に規定している延滞利息も徴収されておられません。きちんとどちらかのほうにまとめていただきたいと思います。

続きまして、事業見直しが不明な事案でございます。

ネイブル、さわやかスポーツセンターの空調設置についてでございます。令和3年9月の指摘から2年が経過いたしました。ネイブル、さわやかスポーツセンターに空調を設置する予算はいまだ計上されておらず、空調設置について事業見送り後、本当に検討されていたのか明確でございませんでした。3年前の設計委託結果が今後、設計を検討する際に本当に活用できるのか、設計監理委託予算を再度計上されることがないよう危惧するものでございます。

29ページにそのときの指摘内容を記載しております。御覧いただければと思います。

続きまして、30ページでございます。

重要な指摘事項でございます。

小学校トイレ改修についてでございます。江北小学校「みんなのトイレ」は、子供たちの強い要望に応えるために、予定されていた受水槽工事を取りやめ設置されました。しかし、利用状況調査結果によると、特定の学年児童のみが利用し、その利用は生徒全体の約1割程度にとどまっております。屋外にトイレを設置した効果が生徒全体に行き渡っているとは考えられませんでした。

また、令和5年6月には、校舎内のトイレ洋式化、補修工事費用が1,349万7千円計上され、小学校トイレに係る経費は総額5,265万6,200円にも及んでおります。子供たちが快適な学校生活を送れるよう環境整備を図るべきではございますが、まず、令和2年度に作成した改修計画を慎重に見直し、検討し方針を決定すべきであったと考えます。

小学校「みんなのトイレ」設置までの経過につきましては、表のとおり記載しております。令和2年度に小学校校舎の長寿命化を図るとして作成された改修計画は、その翌年、令和3年度途中で全くの白紙となりました。令和4年度には義務教育学校化を検討し、その中で学校の改修、改築も併せて検討すると大きく方針の転換が図られました。これらの経過を見ると、令和2年度に小学校校舎を改修すると決定する際に、あらゆる点から議論が尽くされたのか疑問でございます。

今後、令和10年4月に義務教育学校開校を目指す方針であると聞いておりますが、開校までの約5年間、老朽化し、補修が必要な小学校校舎等の施設につきましては、慎重に協議し対応していただきたいと思っております。

また、令和3年度中途まで必要とされていた受水槽工事、当時1,900万円の工事費が計上されておりましたが、現在までは実施されておりませんが、今後、本当に工事を実施せず支障がないか危惧しているところでございます。

続きまして、31ページでございます。

農業集落排水事業分担金についてでございます。

農業集落排水地域内、また、隣り合わせた地域外において、分譲地が21区画開発され、公共ますもそれに合わせて21基設置されました。しかし、8区画分のみの分担金が徴収され、残り13区画分は前所有者の権利が移転したものとして徴収されておりませんでした。町の条例、規則には、このような所有権移転の取扱いができるという規定はなく、新規加入金を徴収しない根拠が確認できませんでした。

受益者分担金は、その利益を受ける者に負担の公平が求められるものであります。このような取扱いに及んだ経過等については、明確に文書に残し、今後、同様な案件もあり得るため、条例等を整備し、徴収の根拠を明確にしていきたいと思っております。

経過につきましては、記載しているとおりでございます。

続きまして、32ページでございます。

かえる商品券事務委託契約についてでございます。

かえる商品券を報償品として交付する事業を複数回実施されました。かえる商品券印刷、換金等に係る事務を商工会に委託されておりますが、その業務委託契約が不適切でございました。

表の(1)には、かえる商品券の使用枚数の経過、表の(2)には、かえる商品券の印刷枚数の経過を記載しております。

かえる商品券は、令和5年2月末日在庫数は5,201枚となっておりますが、使用枚数は6,274枚となっております。明らかに在庫数が不足しており、商品券を交付することはできませんが、実際には交付されておりました。これは印刷枚数の変更契約をしていないにもかかわらず、印刷をされたためでございます。変更契約なく追加印刷をしたのは適切でなく、全くもって遺憾でございます。契約手続は必要なときに適正にするべきでございます。

また、令和5年3月で3,597枚残っておりますが、その使用期限は令和5年8月末日までとなっております。使用期限までに未使用の商品券全てが配布される事業はもう見込みがなく、全て廃棄となります。商品券印刷の際には、その使用期限までに必要となる数を慎重に見積もり、無駄な廃棄がないようにするべきでございました。商品券は金券であるため、使用期限が切れたものにつきましては使用できませんけれども、町において適切に廃棄をしていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、33ページでございます。

肥前山口記念入場券についてでございます。

肥前山口駅から江北駅へ駅名を改称する際、記念入場券を作成し販売されております。販売につきましては、1セット1千円で700セット——売上げ見込み70万円——を販売すると一般に広く広報し、即日完売いたしました。新聞にも載っております。記者発表もされております。その売上金は完売であれば70万円でございますが、それに対する収入は68万5千円となっております、1万5千円の差が生じておりました。全国各地から購入に訪れた人も多く、販売枚数が発表と異なっていれば大きな問題となりかねません。一般に広く公表したのであれば、それは厳守していただきたいと思います。

続きまして、随意契約が適切でなかった案件でございます。

エキ・キタ場内側溝設置工事でございます。工事費用は129万8千円、工事期間は令和5年3月27日から3月31日まで。エキ・キタ場内側溝設置工事は、1社からのみ見積書を提出させる単一随契で実施されており、適切ではございませんでした。財務規則では、随意契約をする場合、原則として3人以上から見積書を提出させることを規定しております。また、本契約は単一業者からの見積りで契約できる要件にも該当しておりませんでした。随意契約の際は、法令、財務規則等を遵守していただきたいと思います。

また、本工事は令和5年2月15日に駅名改称J R負担金額が確定し、その際に生じた予算残額を令和5年3月24日付で流用し、工期を年度末間際として実施されております。必要な工事であるならば、残額が確定した時点で早期に着手すべきでございました。

続きまして、34ページでございます。

駅名改称による工事負担金予算の執行についてでございます。

「肥前山口駅」から「江北駅」への駅名改称に伴い、変更を要する標識等の工事費用、バス会社が駅名変更によりシステム改修等の作業に要する経費負担金を予備費充当または流用

し、支出されておりました。令和3年3月31日付で協定書を締結し、駅名改称日を令和4年の秋頃、九州新幹線開業日に合わせて実施することは決定しており、駅名改称に伴い必要となる予算を想定し、計上する時間は十分にごさいます。あらゆる可能性を考慮し、予算を編成すべきであり、安易に予備費の充当、流用をすべきではないと考えます。

続きまして、35ページでございます。

町商工会経営改善特別支援補助金についてでございます。

商工会に対し、町商工会経営改善特別支援補助金600万円、平成30年度から令和4年度の5か年間の総額でございますが、交付しております。この補助金は、自主財源の確保、会員の増加及び経費の見直し、資産の活用等、商工会が経営改善に取り組むことを目的に交付されたものでございます。しかし、この5年間で総括した結果、商工会が掲げた経営改善計画は、新型コロナウイルス感染症の影響もあったかと思いますが、達成されておらず、この補助金の効果が発現されたとは思えません。経営改善計画で掲げられていた目標のうち、達成されたものは半数以下でございます。町は、実績報告書の内容を適正に審査すべきでございました。

また、経営改善計画において、ふるさと納税返礼品事業者を2業者増加させると目標に掲げてありましたが、達成できておりませんでした。にもかかわらず、令和5年度はふるさと納税登録事業者開拓、新たな返礼品の造成を図るとして、町商工会特産品販路拡大補助金を創設し、80万円の補助金を交付される予定でございます。これまでの実績を見て、事業を遂行できるのか危惧するところでございます。今後は補助金が趣旨に沿って活用され、商工会が目標を達成できるよう望むものでございます。

続きまして、町体育協会補助金審査が適切ではございませんでした。

町体育協会補助金において、協会の収支報告書が適切に審査できておりませんでした。補助金交付決定額に誤りがあり、町への返還金額が過少となっております。補助金収支報告書につきましては、審査を担当者だけでなく、複数人で確認する審査体制を確立し、厳重、慎重に行われたいと思っております。

なお、現在、体育協会補助金というふうに記載されておりますが、現在は町スポーツ協会という名称でございますが、補助金の支出品目が体育協会補助金となっておりますので、このまま引用させていただいております。

続きまして、36ページでございます。

繰越事業の不用額でございます。

繰り越した予算に多額の不用額が生じております。ここ数年、今まで経験のない新型コロナウイルス感染症による影響、世界情勢不安による資材不足、物価高騰等、予測困難な情勢ではございますが、このような状況下で想定されるあらゆる可能性を精査し、真に必要とする予算を計上していただきたいと思っております。

また、予算を計上したものの、全く執行されない事案もあり、適切でございませんでした。事例は記載しているとおりでございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。検討・提案事項でございます。

町誌の在庫管理についてでございます。

町誌は、町の貴重な歴史を記し、次世代に語り継ぐために多額の予算と時間をかけ、主に町内の希望者への配布を見込み、2,800冊作成されました。しかし、令和5年3月末現在、町内配布率は45.11%と半数に届かず、配布残数は875冊となっております。引き続き創意工夫され、作成した町誌を早期に全て配布できるよう検討していただきたいと思っております。

また、町誌は紙媒体であり、長期保存により劣化するおそれがあるため、その管理も適正にしていきたいということでございます。

続きまして、町内循環バスの運行費補助金についてでございます。

町内循環バスの利用者数は年々減少傾向にある一方、町からの運行費補助金については、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等の影響によるバス会社の経常経費の増額に伴い、ここ数年増額傾向にございます。令和4年度は前年度より減額となっておりますが、コロナ禍前の令和元年度と令和4年度を比較しますと、約200万円程度増額となっております。

循環バスは交通弱者にとって必要不可欠なものでございます。ここ数年の現状を踏まえ、今後、町に必要な公共交通を引き続き維持確保するための最善の方法をあらゆる角度から検討していただきたいと思っております。

最後になりますが、38ページでございます。

令和4年度は、町制70周年を祝い、数々の事業が実施された記念の年となりました。そして、今年、これからのさらなる発展に向けた飛躍の年としての第一歩を踏み出されました。

新型コロナウイルス感染症は、今年5月8日に感染症法上の位置づけが5類に移行し、社会はコロナ禍前のにぎわいを取り戻しつつあります。しかし、終息の兆候はいまだなく、依然、社会生活に影響を及ぼしており、今後はいかにコロナと共生していくかが求められるも

のでございます。

令和4年度決算につきましては、歳入は前年度より減少いたしました。主なものは、町債、国庫支出金でございます。自主財源の構成比は、ふるさと応援寄附金の増等により42.7%となり、前年度の33%を大きく上回ったところでございます。

歳出は前年度より減少いたしました。主に民生費、衛生費のうち児童福祉関連経費、新型コロナウイルス感染症関連経費が減少いたしました。また、前年度と比較すると、翌年度への繰越額及び不用額も減少はしております。しかし、繰り越した予算の不用額が多額となっており、必要な予算を慎重に見極め、計上していただきたいと思っております。

指摘案件といたしましては、計上されるべき予算が計上されていないもの、補助金実績報告書の確認不足、基本とすべき法的事務手続等が遵守されていない案件が見受けられました。

財政運営につきましては、今後は義務教育学校整備に係る経費、町内で老朽化が進む各施設の維持補修に要する経費等、多額の予算が必要となります。これからは必要となる事業を実施するため、財政の健全化を図り、自主財源を確保することが何よりも重要となります。

また、町債の発行につきましても、事業の必要性、緊急性を熟慮し、慎重かつ計画的に行っていただきたいと思っております。

令和4年度ふるさと応援寄附金は、対前年比1.78倍増の約10億5,000万円となっており、目標としていた10億円を超えたことは非常に喜ばしいことでございます。職員また返礼品提供事業者の方々の努力によるものと敬意を表しております。令和5年10月以降、ふるさと納税制度の見直しが予定されており、今年度、寄附額を大きく増やすことは困難だと思われませんが、令和4年度寄附額を下回ることがないように願っております。

町政運営につきましては、近年頻発する大雨に対応するため、計画的な事前落水の実施、早めの避難所開設と避難の呼びかけ、また、今年は熱中症警戒アラートが頻繁に発令されるため、熱中症避難所として「涼み処」を開設する等、町民の安全・安心のため速やかに対応され、町の危機管理に対する取組に敬意を表するものでございます。

これからも子育てや人づくり、産業の振興、災害に強いまちづくり、地方創生など、町民にとって真に必要な政策を効果的に実施され、住みやすい町として今後輝かしい未来が長きにわたり続き、町制100周年を迎えられるよう祈念しております。

以上でございます。ありがとうございました。

○井上敏文議長

監査委員からの報告は終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時17分 散会